

## 瑞浪駅北地区道路等整備検討及び実施設計業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

本要領は瑞浪駅北地区道路等整備検討及び実施設計業務（以下、「本業務」という）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための各種手続き、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

### 1. 業務目的

本業務は、並行して設計等が実施される駅北地区の複合公共施設整備、駅南地区の市街地再開発事業と併せて、市営駅北駐車場の拡張、市道駅北ロータリー線の改良、地下自由通路の高質化等の設計を行うことを目的とする。これらの整備により、瑞浪駅周辺を地域住民だけでなく、訪れる人々や駅利用者にとっても、便利で滞在したくなり、多世代が交流できるような空間とし、人々がまちを訪れ活動することで、活性化を図り将来にわたり魅力あるまちとすることを旨とする。

本プロポーザルは、高度な知識やデザイン力、構想力、技術力及び業務経験を有した事業者の提案を求めることにより、本業務に最適な受注候補者を決定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

シ推委第6号 瑞浪駅北地区道路等整備検討及び実施設計業務

#### (2) 業務の内容

別紙「シ推委第6号 瑞浪駅北地区道路等整備検討及び実施設計業務 特記仕様書」のとおり

#### (3) 業務期間（契約期間）

契約締結の日から令和8年3月31日

#### (4) 提案上限額

54,098,000円（消費税等相当額を含む）

### 3. 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次のすべての要件を満たす者とする。但し、共同事業体として応募する場合は、構成するすべての事業者が次に掲げる要件の（1）～（7）を満たし、いずれかの事業者が要件の（8）を満たしていること。

なお、共同事業体で参加する場合は、代表事業者を定め、構成員の役割を明確にすること。

(1) 参加申込書の提出時まで、瑞浪市競争入札参加資格者名簿に以下の業種で登録をされていること。

種別 : 測量・建設コンサル

業種名称 : 都市計画及び地方計画部門かつ、道路部門

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に

係るものを含む。)をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)の決定を受けていること。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項及び第2項の規定による再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

(5) 瑞浪市暴力団排除条例(平成24年条例第25号)に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しない者

(6) 参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

ア. 資本関係: 以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

- 1) 親会社と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ. 人的関係: 以下のいずれかに該当する場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ. その他上記ア・イと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 本プロポーザル公募の開始日から契約候補者選定までの間に、瑞浪市競争入札参加資格停止措置要領(平成20年訓令甲第6号)及び瑞浪市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成23年告示第1号)に基づく資格停止措置(以下「資格停止措置」)を受けていないこと。

(8) 平成28年度以降で類似施設(駅前広場、平面駐車場(300台以上)、地下自由通路のいずれか)の調査、検討または設計業務の実績を有していること。

(9) 共同事業体で参加申込をする場合には、以下要件をすべて満たしていること。

ア. 共同事業体の構成は3者以内とすること。

イ. 共同事業体の構成員が、他の共同企業体の構成員と重複していないこと。

ウ. 共同企業体の構成員は、単独事業者として参加申込をしていないこと。

#### 4. 実施スケジュール

内容	期日	方法・場所
公募の開始	令和7年6月16日(月)午後2時00分から	瑞浪市ホームページに掲載 <a href="https://www.city.mizunami.lg.jp/">https://www.city.mizunami.lg.jp/</a>
質問書の受付	令和7年6月16日(月)午後2時00分から 令和7年6月23日(月)午後5時00分まで	契約担当課宛 電子メール又はFAXによる
質問に対する回答	令和7年6月25日(水)午後5時00分までに 随時回答する。	瑞浪市ホームページに掲載 (質問がない場合は掲載しない)

参加申込書等の受付	令和7年7月2日(水) 午後5時00分まで	契約担当課宛 持参又は郵送(期限内必着) による
参加資格確認結果通知	令和7年7月8日(火) 午後5時00分までに行う	参加申込書記載の担当者アドレスに電子メールにて通知する
提案書等の受付	令和7年7月25日(金) 午後5時00分まで	契約担当課宛 持参又は郵送(期限内必着)による
一次審査結果通知(一次審査を実施した場合のみ) 二次審査案内	令和7年7月31日(木) 午後5時00分までに行う	提案書記載の担当者アドレスに電子メールにて通知する
二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の実施	令和7年8月7日(木)(予定)	瑞浪市役所内 (岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地)
審査結果の通知及び結果発表(瑞浪市ホームページ)	令和7年8月13日(水)(予定)	提案書記載の担当者アドレスに電子メールにて通知する

## 5. 担当課

区分	担当課	電話番号等	住所
契約担当課	瑞浪市総務部 総務課契約係	電話: 0572-68-9720 (直通) FAX: 0572-68-8749 メール: keiyaku@city.mizunami.lg.jp	〒509-6195 岐阜県瑞浪市上平町 1丁目1番地
事業担当課	瑞浪市建設部 シティプロジェクト 推進課都市開発係	電話: 0572-68-9270 (直通) メール: cityproject@city.mizunami.lg.jp	

## 6. 参加手続等

### (1) 質問受付、質問回答

質問は、任意様式とするが、担当部署名、担当者名を記載し、受信確認を行うこと。  
回答の際、質問者名は公表しない。また、質問事項が重複していると判断したものは、整理して回答する。本件の趣旨からかけ離れていると思われるものへの回答は行わない。なお、回答は、本実施要領と一体のものとして効力を持つものとする。

### (2) 参加申込書の提出

次の提出書類を提出すること。なお、提出部数は1部とする。提出された書類により参加資格の審査を行い、審査結果を電子メールにて通知する。

- ①参加申込書(様式第1号)
- ②会社概要調書(様式第2号)

・共同企業体で参加する場合は、構成員分も同様に提出すること。なお、記載内容を

満たしている場合は、会社パンフレット等を添付してもよい。

③類似業務の受注実績（様式第3号）

④委任状（様式第4号）

・共同事業体で参加する場合は提出すること。

(3) 提案書の提出

次の提出書類を、A4サイズ縦長フラットファイルに綴じたものを提出すること。様式については、指定するもの以外は、任意とする。なお、提出部数は正1部（企業名等の記載あり）、副6部（企業名等の記載なし）とする。

①提案書（様式第5号）

②提案書添付書類（任意様式）

下記内容について簡潔にまとめ、わかりやすく記述すること。

なお、提案者が特定できる記号・デザイン等を使用しないこと。

(ア) 業務実施体制

本事業の遂行にあたり必要な担当者等の業務配置計画等を記載すること。（A4サイズ・片面1枚）

(イ) 業務実施提案

事業実施方針、業務フロー、工程計画をはじめ、別添特記仕様書の業務を高いレベルで実施するにあたり、基本的な業務手法のみならず、特に、評価基準にある事項について提案者の創意工夫の内容を具体的に記載すること。（A4サイズ・片面6枚まで）

③配置予定技術者一覧（様式第6号）

・提案した配置予定者については、実施業務に従事させること。

④見積書（様式第7号）

・金額の分かる見積内訳書を添付すること（任意様式）。

(4) 参加を辞退する場合

参加申込書を提出した者が、参加を辞退する場合は、令和7年7月25日（金）午後5時00分までに辞退届（様式第8号）を提出すること。なお、提出部数は1部とする。

## 7. 提案審査

(1) 審査委員等

審査は「瑞浪駅北地区道路等整備検討及び実施設計業務公募型プロポーザル審査委員会」により行う。なお公平を保つため、提案書の企業名等を特定できる事項については、伏せて審査するものとする。

(2) 一次審査（書類審査）

提案者が5者以上の場合に、提案書による書類審査を行い、4者を選定する。審査結果は、提案者全員に対し通知する。なお、提案者が4者以下の場合には、書類審査を実施しない。二次審査の対象となった提案者については、二次審査の実施時間等の詳細を通知する。

(3) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行い、説明は担当予定者が行い、入室は担当予定者を含め5名までとする。プレゼンテーションは、提案書の説明と表現を補足するため

の追加説明とする。プレゼンテーション及びヒアリングについては、企業名等が特定できるような発言・表現は禁止する。スクリーン、プロジェクター、HDMI及び電源は本市で用意するが、その他機器は提案者が用意すること。特殊な機器を使用する場合は、事前に使用可能かを事業担当課に確認すること。

プレゼンテーション及びヒアリングの時間については、次のとおりとする。

プレゼンテーション：20分以内

ヒアリング：10分以内 合計30分以内

なお、プレゼンテーションの前に10分間の設営時間を設けることとする。

審査結果は、審査実施日以降、審査対象となった提案者全員に電子メールにより通知する。

審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

## 8. 提案書の評価基準等

提出された提案書等並びにプレゼンテーション及びヒアリングに基づいて審査する。審査の基準とする項目及び配点は下表のとおり。

### 一次審査（書類審査）

評価項目	評価基準	配点
1. 業務実績	類似施設の業務実績が十分にあるか。 ※同一の類似施設は3件までを評価対象とする。 類似施設：駅前広場、平面駐車場(300台以上)、地下自由通路 業務内容：調査、検討または設計業務	10
2. 配置予定技術者	配置技術者の保有資格は十分か。 ※同一の資格は1件までを評価対象とする。 ・技術士（建設部門「都市及び地方計画」） ・技術士（建設部門「道路」） ・技術士（総合技術監理部門「建設-都市及び地方計画」） ・一級建築士 ・RCCM（都市及び地方計画）	10
3. 提案書	(1) 本業務の目的・内容の理解度 瑞浪駅周辺まちづくりのコンセプトを理解しているか。各施設単体の設計業務ではなく、瑞浪駅周辺まちづくり基本方針等を踏まえ、本業務の目的・内容を十分に理解し、業務範囲のみならず、瑞浪駅周辺地域の利便性・魅力向上を図る提案となっているか。	20
	(2) 関連事業との調整及び連携方法 駅北地区複合公共施設設計業務をはじめ、関連する瑞浪駅周辺事業検討との調整及び連携が、適切な時期や内容となっており、本業務に反映されるような提案となっているか。	20

	(3) 業務実施体制 主に広場空間や地下自由通路の設計にあたり、意匠性・芸術性・独自性・機能性・安全性・快適性・居心地の良さを検討できる業務体制の提案となっているか。	10
	(4) 施工計画の検討方法 施工計画の検討にあたり、広い視野を持ち適切な課題抽出の工夫がされ、利用者や周辺事業に配慮できる計画となる提案となっているか。	10
4. 見積書	提案上限額に対する価格の優位性があるか。	10
合計		90

※一次審査項目 1・2・4については、事務局にて基準に基づき評価

二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

評価項目	評価基準	配点
1. 業務実績	類似施設の業務実績が十分にあるか。 ※同一の類似施設は3件までを評価対象とする。 類似施設：駅前広場、平面駐車場(300台以上)、地下自由通路 業務内容：調査、検討または設計業務	10
2. 配置予定技術者	配置技術者の保有資格は十分か。 ※同一の資格は1件までを評価対象とする。 ・技術士（建設部門「都市及び地方計画」） ・技術士（建設部門「道路」） ・技術士（総合技術監理部門「建設-都市及び地方計画」） ・一級建築士 ・RCCM（都市及び地方計画）	10
3. 提案書	(1) 本業務の目的・内容の理解度 瑞浪駅周辺まちづくりのコンセプトを理解しているか。各施設単体の設計業務ではなく、瑞浪駅周辺まちづくり基本方針等を踏まえ、本業務の目的・内容を十分に理解し、業務範囲のみならず、瑞浪駅周辺地域の利便性・魅力向上を図る提案となっているか。	20
	(2) 関連事業との調整及び連携方法 駅北地区複合公共施設設計業務をはじめ、関連する瑞浪駅周辺事業検討との調整及び連携が、適切な時期や内容となっており、本業務に反映されるような提案となっているか。	20

	(3)業務実施体制 主に広場空間や地下自由通路の設計にあたり、意匠性・芸術性・独自性・機能性・安全性・快適性・居心地の良さを検討できる業務体制の提案となっているか。	10
	(4)施工計画の検討方法 施工計画の検討にあたり、広い視野を持ち適切な課題抽出の工夫がされ、利用者や周辺事業に配慮できる計画となる提案となっているか。	10
4.プレゼンテーション ※2次審査のみ	発表及び質疑への対応について、説得力、責任感、取組意欲はあるか。	10
5.見積書	提案上限額に対する価格の優位性があるか。	10
合計		100

※二次審査項目1・2・5については、事務局にて基準に基づき評価

## 9. 事業者の選定及び契約の締結

### (1) 事業者の選定

総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とならない。契約候補者の内、各委員の合計得点の最も高い者を最優先契約候補者とし、契約交渉を行う。最優先契約候補者が契約を締結しない場合は、次に得点の高い者から順に契約交渉を行う。得点が同点の場合は、提示された事業費がより廉価な提案者を優先する。

### (2) 契約の締結

上記で決定した事業者と市との間で、提出された提案書及び見積書の記載事項等を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に本業務の契約を締結する。

なお、市は本業務の目的達成のために必要な範囲内で、業務を追加、変更、又は削除することができる。この場合、提案上限額を限度として、受注者と契約内容及び契約額等を調整できるものとする。

## 10. 審査結果の公表

本プロポーザルの結果は、事業者選定後、速やかに瑞浪市ホームページに掲載する。

## 11. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提案書の受付期日を過ぎて提案書類が提出された場合
- (2) 提案書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本実施要領に違反すると認められる場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為などにより、審査委員会

が失格と判断した場合

## 1 2. 参考資料

以下の参考資料①、②については、瑞浪市ホームページにて確認すること。参考資料③～⑤は本業務提案のために提供するものであり、取り扱いに注意すること。参考資料③～⑤を要求する事業者は、事業担当課に電子メールにて要求すること。要求を受けたのち事業担当課より電子メールにて配布する。

参考資料：①瑞浪駅周辺まちづくり基本方針

②瑞浪駅北地区複合公共施設基本計画

③駅北駐車台数検討資料

④地下自由通路歩行者・自転車交通量調査資料

⑤駅北口改札利用者想定資料

(現利用形態において北口改札を整備した場合)

## 1 3. その他

- (1) 提案に関するすべての書類作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、それぞれの提案者に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。  
また、本業務以外の目的で提出書類を使用し、情報を漏らしたりすることはない。なお、契約する提案者が提出した書類の著作権に関しては、契約締結時点で本市に帰属するものとする。
- (3) 応募者の提案書については、瑞浪市情報公開条例の規定による開示請求の対象となることがある。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護され第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- (5) 本市が提供する資料は、提案に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (6) 1 提案者は、1 つの提案しか行うことができない。
- (7) 提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。